

令和7年度

**茨木市相談支援事業所開設等
補助金募集要領**

<募集期間>

令和7年5月1日（木）～令和8年2月13日（金）

茨木市 福祉部 福祉総合相談課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

※この要領で使用している用語の意義は、「茨木市相談支援事業所開設等補助要綱」に定めるものと同じです。

1 目的等

障害者（児）の地域における生活を支援し、計画相談支援等の利用を促進するため、本市で新たに相談支援事業所を開設又はすでに開設している事業者に対し、市が補助金を交付することにより、障害者（児）の相談支援体制の促進を図ることを目的とするものです。

2 補助の種類

- (1) 相談支援事業所の新規開設補助
- (2) 相談支援事業所の運営補助
- (3) 相談支援事業所で従事する相談支援専門員の人件費補助

3 補助の対象者

次のいずれかに該当することが要件となります。

- (1) 相談支援事業所の新規開設補助

本市において令和7年4月1日～令和8年2月1日において、相談支援事業者の指定を受けて、本市で相談支援事業所を開設している、若しくは新たに開設する予定であり、かつ、4(1)に規定する要件を全て満たしている相談支援事業者

- (2) 相談支援事業所の運営補助

相談支援事業所の新規開設補助の補助金確定通知書を受けた相談支援事業者

- (3) 相談支援事業所で従事する相談支援専門員の人件費補助

ア 本市において令和7年4月1日～令和8年2月1日において、相談支援事業者の指定を受けて、本市で相談支援専門員を2名以上配置している相談支援事業所を開設している、若しくは新たに開設する予定であり、かつ、4(2)に規定する要件を全て満たしている相談支援事業者

イ 本市において相談支援事業者の指定を受けて、本市で相談支援事業所を開設しており、かつ、4(2)に規定する要件を全て満たしている相談支援事業者

4 補助の対象要件

- (1) 相談支援事業所の新規開設補助

ア 本市で5年以上計画相談支援等の事業を継続する意志があること。

イ 本市全域を対象として支援を行うこと。

ウ 障害種別に関わらず支援を行うこと。

エ 相談支援事業所を1週間に少なくとも5日以上（国民の祝日、8月のお盆期間及び年末年始を含む場合を除く）、開設するものとし、開設日においては、概ね6時間以上開設すること。

オ 相談支援事業所の計画相談支援等の契約者（補助対象相談員の契約者数を除く）の

うち、指定日から5年間は本市援護の者を7割以上、かつ指定日から6月が経過した月の月末時点における本市援護の者の契約者数を10件以上とする意志があること。

カ 本市援護の者の計画相談支援等の契約者数（補助対象相談員の契約者数を除く）を指定日の属する月から起算して12月が経過した月の月末時点で少なくとも25件以上とし、12月を経過後も指定日から5年間は本市援護の者の計画相談支援等の契約者数を25件以上維持する意志があること。

キ 相談支援事業所の通常の事業の実施地域は本市のみとし、才及び力に規定する条件を満たすよう、他市町村からの応諾義務が課されないようにすること。

ク 政治又は宗教的活動を目的としないこと。

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

コ 法人市町村税を滞納していないこと。

(2) 相談支援事業所で従事する相談支援専門員の人件費補助

※今回の申請は1事業所につき、1人までとなります。

ア 補助対象相談員は常勤換算方法による相談支援専門員数が0.5以上であること。

なお、3(3)イに該当する場合は、当該事業所における常勤換算方法による相談支援専門員数が補助対象相談員を配置した日の属する月の前月までの直近1年間の最も多い期間と比較して0.5以上増加すること。

イ 補助対象相談員を令和7年4月1日～令和8年2月1日に新たに配置していること。

ウ 補助対象相談員の勤務時間が週29時間以上であること。

エ 本市全域を対象として支援を行うこと。

オ 障害種別に関わらず支援を行うこと。

カ 補助対象相談員の補助の対象となった月から起算して5年間は本市援護の者を7割以上とする意志があること。

キ 補助対象相談員の本市援護の者の計画相談支援等の契約者数を補助対象となった月から起算して12月が経過した月の月末時点で少なくとも25件以上とし、補助対象期間は25件以上を維持する意志があること。

ク 相談支援事業者は、力及びキに規定する内容の条件を満たすため、必要に応じて相談支援事業所の通常の事業の実施地域を本市のみとし、他市町村からの応諾義務が課されないようにすること。

ケ 補助対象相談員は、本補助金の申請時点で、過去1年間において本市の他の事業所で計画相談支援等に従事していないなど、本市における相談支援専門員の増加に資すると市長が判断した者であること。

コ 補助対象相談員に欠員、又は勤務することが困難な状況が1月以上継続すると見込ま

れる場合は、速やかに市長へ報告するとともに、事実を把握した日から起算して30日以内に新たな補助対象相談員を配置する意志があること。

サ 政治又は宗教的活動を目的としないこと。

シ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ス 法人市町村税を滞納していないこと。

5 補助上限額、補助期間等

対象事業は、次に掲げる経費が補助対象となります。

- (1) 相談支援事業所の新規開設補助 500,000円（1事業所につき1回限り）
- (2) 相談支援事業所の運営補助 100,000円／月（指定日が属する月から起算して12月を経過する月まで）
- (3) 相談支援事業所で従事する相談支援専門員の人件費補助（補助対象となった月から起算して36月を経過する月まで）
 - ア 補助対象となった月から起算して12月を経過する月まで 125,000円／月
 - イ 補助対象となった月から起算して13月～24月の間 100,000円／月
 - ウ 補助対象となった月から起算して25月～36月の間 58,000円／月

※補助対象相談員が退職等で不在となった後に、新たな補助対象相談員を確保した場合の補助対象期間及び補助額は、最初に決定した補助対象相談員の残りの期間及び補助金額区分となります。

【留意事項】

- (1) 補助金額は、上限額と補助対象経費の合計額から実際に支出した経費の額から寄附金その他の収入を控除して得た額と比較していずれか少ない額とします。（千円未満切り捨て）
- (2) 他の制度による補助金申請を行った経費は対象外となります。
- (3) 実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出した金額とします。
- (4) 補助期間が年度をまたぐ場合は、年度毎の申請が必要となります。
- (5) 相談支援事業所の新規開設補助は、指定日より前に当該補助金交付決定を受けることが条件となります。補助金交付決定は申請から1か月程度必要となりますので、余裕を持った申請をお願いします。

※令和7年4月～6月に開設した又は開設予定の相談支援事業所は、令和7年5月31日までに補助金申請を行った場合に限り、指定日より後に補助金交付決定された場合でも補助対象とします。

- (6) 相談支援事業所の運営補助は、相談支援事業所の新規開設補助の補助金交付決定を受

けた事業者が対象となります。そのため、相談支援事業所の運営補助の申請は、相談支援事業所の新規開設補助の補助金交付決定後となります。相談支援事業所の運営補助の対象となる事業者には、別途申請等の案内を行います。

(7) 相談支援事業所で従事する相談支援専門員の人件費補助の新規申請は、同一年度で1事業所につき1人までとなります。同一年度に同一事業所から複数の申請があった場合は、当該申請は全て無効とします。

(8) 補助金申請は、当該年度分のみが対象となります。

6 対象となる経費

茨木市相談支援事業所開設等補助要綱における運用基準のとおり

- (1) 経費の計上は、補助対象期間中に発生（発注）したもので、補助対象期間中に終了（支払）したものが対象となります。支払日が補助対象期間を経過している場合、補助対象外となります。ただし、人件費については雇用・配置月が補助対象期間内であれば、認められます。
- (2) 経費支出関係書類の宛名は、本補助金の交付決定を受けた「補助事業者名」で統一してください。
- (3) 支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込として下さい。銀行振込以外の方法で支払を行う場合は、銀行振込同様、支払の事実を証明する挙証資料を保管・整理してください。
- (4) クレジットカードで支払いを行う場合は、補助事業実施期間中に、当該クレジットカード払いにかかる金融機関口座からの引き落としが確認できる挙証資料が必要となります。

7 申請方法

(1) 申請期間

令和7年5月1日（木）～ 令和8年2月13日（金）午後5時

(2) 提出書類

- ① 茨木市相談支援事業所開設等補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 要綱別表第2のとおり（ホームページに提出資料の参考様式を添付しています。）

(3) 提出方法

- ① 提出先 茨木市 福祉部 福祉総合相談課（市役所南館2階 16番窓口）
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
- ② 提出方法 福祉総合相談課へ関係書類を直接提出
（令和8年2月13日（金）午後5時必着）

【留意事項】

(1) 今回の申請は、「相談支援事業所の新規開設補助」、「相談支援事業所で従事する相談支

援専門員の人件費補助」になります。

申請1件につき、申請書及び必要書類一式がそれぞれ必要となります。

- (2) 対象条件などの確認を行うため、申請書を提出する前に福祉総合相談課へ連絡の上、来所してください。

(3) 提出書類に不備等がある場合は、修正や再提出をお願いする場合があります。

(4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

8 決定方法

原則、申請書類の内容で審査を行います。必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。ヒアリングを行う場合は、別途指示します。

審査の上、適当と認めたものについては、予算の範囲内において決定します。

9 結果の公表

結果は、申請者へ通知します。

10 その他の留意事項

- (1) 提出書類は返却いたしません。
- (2) 提出書類は、審査のためのみに利用し、その他の目的に使用することはありません。
- (3) 事業者から提出された書類等の情報公開又は情報提供は、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づく対応となります。

11 申請・事業実施スケジュール

申請期間	令和7年5月1日(木)～令和8年2月13日(金) 午後5時
結果通知	申請受理後、1か月程度を目途に通知
実績報告	<u>別途指示する日までに「実績報告書」の提出をお願いします。</u> <u>提出が遅れると、補助金の支払に支障が出るため、期限厳守でお願いします。</u>
交付請求	<u>補助金額の確定後、7日以内に請求書の提出をお願いします。</u> <u>提出が遅れると、補助金の支払に支障が出るため、期限厳守でお願いします。</u>

12 補助対象者の義務

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に福祉総合相談課と協議してください。
- (2) 本市から求めのあった場合には、補助事業の遂行状況等を報告していただきます。

- (3) 補助事業者は、補助事業にかかる収入と支出に関する帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。
- (4) その他、要綱の規定を遵守していただきます。

13 補助の取り消し等

次の項目に該当する場合は、補助金を交付しないことや減額、交付された補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 要綱に違反したとき。
- (2) 要綱第5の規定を満たしていない又は満たすための具体的な対策を講じていないとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 市長の承認を得ずに、事業内容・経費を変更したとき。(軽微なものを除く)
- (5) 事業を中止、または事業遂行の見込みがないとき。
- (6) 実際の支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (7) その他市長が要綱の目的達成に資する状況ではないと認めたとき。

14 問い合わせ先

茨木市 福祉部 福祉総合相談課 相談2グループ
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話：072-655-2758 FAX：072-620-1720
メールアドレス：fukushisoudan@city.ibaraki.lg.jp